

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年10月25日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人うつくしい京都

### (2) 代表者の氏名

吉田 孝次郎

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市北区西賀茂柿ノ木町35番地 サンクタス賀茂川201号

### (4) 定款に記載された目的

本法人は,京都に暮らす人はもとより,町家居住者や京都のまちなかに暮らしたい人,また都心での事業者や商業者,さらには全国全世界の京都を愛する人,様々な局面で京都に関わりを持つ人を中心として,京都の美しいまち並や暮らしといった生活文化の研究や啓蒙を図っていくものとする。さらに,これら生活文化の未来にとっての美しく望ましいありかたを考察また実践し,住み手や使い手,家主や事業主など多様な人々,あるいは行政や企業とのなかだちを図り,世界の中の京都を次世代へと「うつくしく」橋渡すことを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年10月18日

(文化市民局地域自治推進室)